

1丁	裁判所	本籍
平成元年四月二日	現住所	近藤宏子
平成元年四月二日	出生地	[REDACTED]
平成元年四月二日	年月日	昭和三十五年一月二十九日
平成元年四月二日	旧氏名	近藤宏子
平成元年四月二日	項	事
平成元年四月二日	項	名
平成元年四月二日	内	内
平成元年四月二日	閣	閣
平成元年四月二日	最高裁判所	最高裁判所
平成元年四月二日	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会
平成元年四月二日	最高裁判所	最高裁判所
平成元年四月二日	司法修習生の修習終了	司法修習生の修習終了
平成元年四月二日	司法修習生を命ずる	司法修習生を命ずる
平成元年四月二日	判事補に任命する	判事補に任命する
平成元年四月二日	浦和地方裁判所判事補に補する	浦和地方裁判所判事補に補する
平成元年四月二日	札幌地方裁判所判事補に補する	札幌地方裁判所判事補に補する
平成元年四月二日	兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する
内閣	内閣	内閣

2丁

裁判所

年

号

月

日

事

項

府

近藤宏子
最高裁判所
名

平成

元

四

札幌簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

裁判

年

号

月

日

東京簡易裁判所判事に補する

最高裁判所

裁判

年

号

月

日

東京簡易裁判所判事に補する

一一 判事補の職權の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する

六一 東京家庭裁判所判事補の職務代行を命ずる

東京高等裁判所

四 簡易裁判所判事兼判事補に任命する

内閣

那覇簡易裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事補に補する

兼ねて那覇家庭裁判所判事補に補する

最高裁判所

裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事

補につき任期終了

判事兼簡易裁判所判事に任命する

内閣

那覇地方裁判所判事に補する

兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する

最高裁判所

3丁		裁判所		年号	月日	事項	近藤宏子
年	月	裁判所	事項	年号	月日	事項	名
平成一〇	四	一	東京地方裁判所判事に補する	平成一〇	四	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所
一一	四	一〇	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易裁判所判事につき任期終了	一一	四	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる簡易裁判所判事につき任期終了	最高裁判所
一四	二	二五	司法研修所教官に充てる	一四	二	司法研修所教官に充てる	最高裁判所
一五	二	一	平成十五年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	一五	二	平成十五年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	最高裁判所
一六	二	一五	任期は平成十五年十一月三十日までとする	一六	二	任期は平成十五年十一月三十日までとする	最高裁判所
一八	四	一〇	平成十六年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	一八	四	平成十六年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	最高裁判所
一九	一	一五	平成十七年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	一九	一	平成十七年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する	最高裁判所
二〇	一	一五	任期は平成十七年十一月三十日までとする	二〇	一	任期は平成十七年十一月三十日までとする	最高裁判所
二一	一	一〇	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	二一	一	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	最高裁判所

4丁	裁判所	年号	月日	事	項	内閣	近藤宏子
		平成八	四月二日	判事兼簡易裁判所判事に任命する			
				東京地方裁判所判事に補する			
				司法研修所教官に充てる			
	東京簡易裁判所判事に補する						
		一〇	一一〇	司法研修所教官に充てることを解く			
				東京高等裁判所判事に補する			
		一九	一四	名古屋地方裁判所判事に補する			
				一部の事務を総括するものに指名する			
	名古屋簡易裁判所判事に補する						
		二〇	一一	一部の事務を総括する者に指名する			
				一部の事務を総括する者に指名する			
		一	一	一部の事務を総括する者に指名する			
				東京地方裁判所判事に補する			
				一部の事務を総括する者に指名する			
東京簡易裁判所判事に補する							

年	号	月	日	所	裁	判
項	序	名				
平成二十三年四月一日	事	最高裁判所	裁	判	所	年
二四	一部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
二五	一部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
二六	一部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
二七	一部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
二八	一部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
二九	横浜地方裁判所判事に補する	最高裁判所	裁	判	所	年
一〇	横浜簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	裁	判	所	年
一一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
一一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
一一	部の事務を総括する者に指名する	最高裁判所	裁	判	所	年
一一	横浜地方裁判所判事に補する	最高裁判所	裁	判	所	年
一一	横浜簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	裁	判	所	年
	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣

裁 判 所

年 月 日

事

項

最高裁判所

近 藤 宏 子

名

平成二十九年一月一日 事

一部の事務を総括する者に指名する

三〇 一部の事務を総括する者に指名する

二四 静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所長を命ずる

静岡簡易裁判所判事に補する

令和二年一月一日 東京高等裁判所判事に補する

一部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する

一部の事務を総括する者に指名する